

2024 年度 個人研究実績・成果報告書

2025 年 4 月 18 日

所属	会計ファイナンス 研究科	職名	教授	氏 名	趙珍姫
研究課題	韓国における BEPS 行動計画 12 の MDR (Mandatory Disclosure Rules) 導入に関する研究				
研究キーワード	BEPS 行動計画 12、MDR	当年度計画に対する達成度	3.概ね順調に研究が進展し、一定の成果を達成したが、一部に遅れ等が発生した		
関連するSDGs項目	4. 質の高い教育をみんなに	10. 人や国の不平等をなくそう	該当なし	該当なし	
1. 研究成果の概要 2015 年 OECD は BEPS プロジェクトの一環として域外取引による攻撃的な租税戦略に対する租税回避取引の事前申告義務制度(MDR:mandatory disclosure rules)の導入を勧告した。同制度の導入趣旨は、課税当局が域外租税戦略情報を適時に把握し、税源浸食による所得移転を効果的に防ぐことにある。事前申告義務制度の導入と関連し、国内で発表された研究はいずれも同制度の導入に賛成している。しかし、MDR の導入は国内税法の全般的な申告義務の枠組みの中で行われなければならない、OECD の BEPS12 最終報告書と欧州連合指針が期待する効果を示すものでなければならない。 韓国も OECD の BEPS Project に参加しており、国内税法を補完しなければならないため、BEPS12 最終報告書が提示する案を参考にして、より効果的な租税回避防止法制を立法または補完する必要がある。BEPS12 最終報告書が提示する方策を個別に検討・対応するとともに、租税回避防止法制全般に適用される「租税回避」の概念を明確化することを併行する必要がある、これとともに手続法上では、実際に紛争が発生した場合、立証に関する規定を新設し、行政的な側面から納税者自ら租税回避の可否を判断して自制させる義務的申告制度の導入を検討する必要がある。課税当局が、その情報に接しにくい領域で、専門家の助力を得て攻撃的な租税回避を図る取引については、納税者側から事前申告をさせる制度が必要であると考える。 本研究は、2022 年から 2024 年まで研究をしており、一定の成果を得たものの、完成（発表）までには至っていない。引き続き 2025 年度には、さらに具体的に各国の「租税回避手段（tax shelter）の意義、租税回避手段の事例に関して、米国の 1999 年の米財務省報告書を中心に考察し、米国、英国、オーストラリア、ドイツなど主要国は租税回避手段（tax shelter）にどのように対応しているのか、一般的否認規定や租税回避の疑いのある取引の届出制度を中心に考察する。これに基づき、韓国における租税回避手段の対応策として、一般的租税回避防止規定の補完及び租税回避の疑いのある取引の申告制度の導入に関して検討し提言を行う。 2. 著書・論文・学会発表等 （できるだけご記入ください。査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載） 【論文（査読あり）】 【著書・論文（査読なし）】 【学会発表等】					

3. 主な経費

書籍および消耗品購入に使用。

4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）